

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 都市公園(第3条—第14条の2)
- 第3章 霊園(第15条—第27条)
- 第4章 駐車場(第28条—第29条の3)
- 第5章 自転車駐車場(第30条—第33条)
- 第6章 自転車貸出し施設(第34条—第35条の3)
- 第7章 雑則(第36条—第37条)
- 第8章 罰則(第38条)

付則

　　第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、法令その他別に定めがあるもののほか、都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(昭51条例34・平元条例9・一部改正)

(用語の意義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 都市公園　都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)第2条第1項第1号に規定する都市公園をいう。
- (2) 公園施設　法第2条第2項に規定する公園施設をいう。
- (3) 特定公園施設　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「高齢者移動等円滑化法」という。)第2条第13号に規定する特定公園施設をいう。
- (4) 有料施設　市が設置し、有料で使用させる都市公園(公園施設を除く。)及び公園施設をいう。
- (5) 公園予定区域　法第33条第4項に規定する公園予定区域をいう。
- (6) 予定公園施設　法第33条第4項に規定する予定公園施設をいう。
- (7) 霊園　墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)にいう墓地で、緑地を有するものをいう。
- (8) 駐車場　駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第2号に規定する路外駐車場をいう。
- (9) 自転車駐車場　一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
- (10) 自転車貸出し施設　市民が自転車道を利用してサイクリングを楽しむために、自転車を一時的に貸し出す施設をいう。

(昭51条例34・平元条例9・平5条例8・平10条例51・平15条例70・平16条例47・平17条例47・平24条例5・平24条例67・平29条例11・一部改正)

　　第2章 都市公園

(都市公園の設置基準)

第3条 法第3条第1項の条例で定める基準は、次条及び第3条の3に定めるとおりとする。

(平24条例67・全改)

(住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準)

第3条の2 市の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、市の市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。

(平24条例67・追加)

(市が設置する都市公園の配置及び規模の基準)

第3条の3 市が次に掲げる都市公園を設置する場合においては、それぞれその特質に応じて市における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、その配置及び規模は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区に居住する者が容易に利用することができるよう配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準とすること。
- (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるよう配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準とすること。
- (3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるよう配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準とすること。
- (4) 主として本市に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び本市の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用する

ことができるよう配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができる敷地面積とすること。

- 2 市が主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるよう配置し、及び当該機能を十分発揮することができる敷地面積とする。

(平24条例67・追加)

(公園施設の設置基準)

第3条の4 法第4条第1項の条例で定める割合は、100分の2(前条第1項第1号又は第2号に規定する都市公園で市長が別に定めるものについては、100分の3)とする。

- 2 市が設置する都市公園に係る都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下この条において「令」という。)第6条第1項第1号に掲げる場合の法第4条第1項ただし書の条例で定める範団は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができるとしてする。
- 3 市が設置する都市公園に係る令第6条第1項第2号に掲げる場合の法第4条第1項ただし書の条例で定める範団は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができるとしてする。
- 4 市が設置する都市公園に係る令第6条第1項第3号に掲げる場合の法第4条第1項ただし書の条例で定める範団は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができるとしてする。
- 5 市が設置する都市公園に係る令第6条第1項第4号に掲げる場合の法第4条第1項ただし書の条例で定める範団は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として同項本文又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができるとしてする。
- 6 市が設置する都市公園に係る令第6条第6項に掲げる場合の法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範団は、令第6条第6項に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として法第4条第1項本文の規定により認められる建築面積を超えることができるとしてする。
- 7 市が設置する都市公園に設ける運動施設に係る令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

(平24条例67・追加、平29条例39・一部改正)

(都市公園移動等円滑化基準)

第3条の5 高齢者移動等円滑化法第13条第1項に規定する条例で定める基準は、次条から第3条の16までに定めるとおりとする。ただし、災害等のため一時的に使用する特定公園施設の設置については、これらの規定によらないことができる。

(平24条例67・追加)

(園路及び広場)

第3条の6 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号。以下この条において「高齢者移動等円滑化法施行令」という。)第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1施設以上は、次に掲げる基準に適合するものとする。

- (1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とができる。
 - イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。
 - ウ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平部分を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
 - エ 才に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
 - オ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路(その踊場を含む。以下同じ。)を併設すること。
- (2) 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合において、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けるときは、120センチメートル以上とができる。
 - イ 宍に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
 - ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
 - エ 縦断勾配は、4パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とができる。

- オ 縦断勾配が50メートル以上続く場合は、その途中に150センチメートル以上の水平部分を設けること。
カ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができます。
キ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
ク 園路を横断する排水溝には蓋を設けることとし、園路に設ける格子蓋、マンホール等は可能な限り園路と同一レベルに設け、排水穴は、車椅子の車輪、つえの先等が引っ掛からない形状とすること。
- (3) 階段(その踊場を含む。以下同じ。)は、次に掲げる基準に適合するものであること。
ア 手すりを両側に設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
イ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
ウ 手すりを取り付ける高さは、大人用のものにあっては80センチメートルから85センチメートルまで、子供用のものにあっては60センチメートルから65センチメートルまでを標準とすること。
エ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
オ 踏面は、滑りにくい仕上げがなされ、かつ、踏面と段鼻の段差がないものであること。
カ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。
キ 階段の両端には、120センチメートル以上の水平部分を設けること。
ク 階段の両側には、立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
ケ 蹴上げの寸法は16センチメートル以下、踏面の寸法は30センチメートル以上、蹴込の寸法は2センチメートル以下、有効幅員は90センチメートル以上とすることとし、同一の階段では、蹴上げ、踏面及び蹴込の寸法をそれぞれ一定とすること。
コ 高さが2.5メートルを超える階段にあっては、高さ2.5メートル以内ごとに踏幅120センチメートル以上の踊場を設けることとし、当該踊場には段差を設けないこと。
- (4) 階段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機で高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。
- (5) 傾斜路(階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げる基準に適合するものであること。
ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とができる。
イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。
ウ 横断勾配は、設けないこと。
エ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
オ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。
カ 傾斜路の登り口及び降り口に180センチメートル以上の水平部分を設けること。
キ 手すりを両側に設けることとし、当該手すりには、傾斜路の両端からそれぞれ50センチメートル以上の水平部分を設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
ク 手すりの端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
ケ 手すりを取り付ける高さは、大人用のものにあっては80センチメートルから85センチメートルまで、子供用のものにあっては60センチメートルから65センチメートルまでを標準とすること。
コ 傾斜路の両側には、立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、高齢者移動等円滑化法施行令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び高齢者移動等円滑化法施行令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの(以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。)その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。
- (7) 次条から第3条の14までの規定により設けられた特定公園施設のそれぞれ1施設以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。

(平24条例67・追加)

(屋根付広場)

- 第3条の7 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち1施設以上は、次に掲げる基準に適合するものとする。
- (1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができます。

- イ 立に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
- ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

(2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

(平24条例67・追加)

(休憩所及び管理事務所)

第3条の8 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち1施設以上は、次に掲げる基準に適合するものとする。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

- ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができます。

イ 立に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(ア) 幅は、90センチメートル以上とすること。

(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

(2) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

(3) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1施設以上は、第3条の11第2項、第3条の12及び第3条の13の基準に適合するものであること。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合は、そのうち1施設以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。

(平24条例67・追加)

(野外劇場及び野外音楽堂)

第3条の9 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものとする。

(1) 出入口は、第3条の7第1項第1号の基準に適合するものであること。

(2) 出入口と次号の車椅子使用者用観覧スペース及び第4号の便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

- ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合において、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとするときは、90センチメートル以上とすることができます。

イ 立に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 縦断勾配は、4パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができます。

オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができます。

カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

キ 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。

(3) 当該野外劇場の収容定員が200以下の場合は当該収容定員は50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース(以下「車椅子使用者用観覧スペース」という。)を設けること。

(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1施設以上は、第3条の11第2項、第3条の12及び第3条の13の基準に適合するものであること。

2 車椅子使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものとする。

(1) 幅は、90センチメートル以上であり、奥行きは、120センチメートル以上であること。

(2) 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。

(3) 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備を設けること。

3 前2項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。

(平24条例67・追加)

(駐車場)

第3条の10 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1施設以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合は当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「車椅子使用者用駐車施設」という。)を設けることとする。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。)の駐車のための駐車場については、この限りでない。

2 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものとする。

- (1) 幅は、350センチメートル以上、奥行きは、500センチメートル以上とすること。
- (2) 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設である旨の表示をすること。

(平24条例67・追加)

(便所)

第3条の11 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものとする。

- (1) 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- (2) 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置式小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を設けること。
- (3) 前号の規定により設ける小便器には、手すりを設けること。

2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1施設以上は、前項に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

- (1) 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房を設けること。
- (2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

(平24条例67・追加)

第3条の12 前条第2項第1号の便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものとする。

- (1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - ア 幅は、90センチメートル以上とすること。
 - イ 立に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
 - ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
 - エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識を設けること。
- オ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - (ア) 幅は、90センチメートル以上とすること。
 - (イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

(2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

2 前条第2項第1号の便房は、次に掲げる基準に適合するものとする。

- (1) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
- (2) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識を設けること。
- (3) 腰掛便座及び手すりを設けること。
- (4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。

3 第1項第1号ア及びオ並びに第2号の規定は、前項の便房について準用する。

(平24条例67・追加)

第3条の13 前条第1項第1号アから立まで及びオ並びに第2号並びに第2項第2号から第4号までの規定は、第3条の11第2項第2号の便所について準用する。この場合において、前条第2項第2号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

(平24条例67・追加)

(水飲場及び手洗場)

第3条の14 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合は、そのうち1施設以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものとする。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場について準用する。

(平24条例67・追加)

(掲示板及び標識)

第3条の15 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板は、次に掲げる基準に適合するものとする。

- (1) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。
- (2) 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する標識について準用する。

(平24条例67・追加)

第3条の16 第3条の6から前条までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1施設以上は、第3条の6の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けることとする。

(平24条例67・追加)

(行為の制限)

第4条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならぬ。

- (1) 業としての写真撮影、募金、物品の販売その他営業行為をすること。
- (2) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しをすること。
- (3) 花火、キャンプファイヤー等の火気を使用すること。

(平10条例51・一部改正)

(行為の禁止)

第5条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他人の利用を妨げ、又は他人に危険を感じさせる行為をすること。
- (2) 都市公園及び公園施設を損傷し、又は汚損すること。
- (3) 竹木を採取し、又は植物を採集すること。
- (4) 土地の形状を変更すること。
- (5) ごみその他の汚物を捨てること。
- (6) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (7) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (8) 指定された場所以外に車馬を乗り入れ、又はとめおくこと。

(昭51条例34・一部改正)

(使用又は利用の制限及び禁止)

第6条 市長は、都市公園の維持管理上必要があるときは、都市公園の使用又は利用を制限し、又は禁止することができる。

(昭51条例34・平13条例49・一部改正)

(使用又は利用の許可)

第7条 有料施設の使用又は利用をしようとする者は、あらかじめ市長(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に使用又は利用の許可を行わせる有料施設にあっては、指定管理者。以下この条及び次条において同じ。)の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 有料施設の設置の目的に反するとき。
- (3) 有料施設を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、有料施設の管理上支障があると認められるとき。

(平13条例49・平15条例70・一部改正)

(使用又は利用の許可の取消し等)

第7条の2 市長は、前条第1項の許可に係る使用又は利用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用若しくは利用の許可を取り消し、使用若しくは利用を制限し、又は使用若しくは利用の停止を命ずることができる。

- (1) 前条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく处分に違反し、又は関係職員の指示に従わなかつたとき。
- (3) 詐欺その他不正の行為により使用又は利用の許可を受けたとき。

(平15条例70・追加)

(許可申請書の記載事項)

第8条 法第5条第1項の規定により公園施設を設け、管理し、又は許可を受けた事項を変更しようとする者が提出すべき申請書の条例で定める記載事項は、次に掲げるものとする。

(1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項

- ア 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地とする。以下同じ。)
 - イ 設置の目的
 - ウ 設置の期間
 - エ 設置の場所
 - オ 公園施設の構造
 - カ 公園施設の管理の方法
 - キ 工事の実施方法

- ク 復旧方法
- ケ その他市長の指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項

- ア 申請者の氏名及び住所
- イ 管理の目的
- ウ 管理の期間
- エ 管理する公園施設
- オ 管理の方法
- カ その他市長の指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項

- ア 申請者の氏名及び住所
- イ 変更する事項
- ウ 変更する理由
- エ その他市長が指示する事項

2 法第6条第1項の占用の許可を受けようとする者が提出すべき申請書の同条第2項の条例で定める記載事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 申請者の氏名及び住所
- (2) 占用物件の管理の方法
- (3) 工事の実施方法
- (4) 工事の着手及び完了の時期
- (5) 復旧方法
- (6) その他市長の指示する事項

(昭51条例34・昭55条例10・平10条例51・平16条例47・一部改正)

(軽易な変更)

第9条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の内部の塗装又は色彩を変えない外部の塗装
- (2) 占用物件の構造を変えない修繕
- (3) 占用物件の主要構造部に影響をあたえない内部の模様替

(昭51条例34・一部改正)

(使用料)

第10条 都市公園又は公園施設の使用の許可を受けた者は、別表第1に掲げる使用料又は占用料を納入しなければならない。

(昭51条例34・一部改正)

(使用料の減免)

第11条 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料又は占用料を減免することができる。

(昭51条例34・一部改正)

(利用料金)

第11条の2 別表第1の2の左欄に掲げる有料施設を利用しようとする者は、当該有料施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該有料施設に係る指定管理者に支払わなければならない。

2 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

3 利用料金の額は、別表第1の2の中欄に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

(平13条例49・追加、平15条例70・一部改正)

(利用料金の減免)

第11条の3 指定管理者は、市長の承認を受けて定める基準により、利用料金を減免することができる。

(平13条例49・追加、平15条例70・一部改正)

(監督処分)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第4条の規定による許可を取り消し、若しくは許可に付した条件を変更し、又は行為の中止、原状の回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反した者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反した者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第4条又は第7条第1項の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 都市公園に関する工事のため、やむをえない必要が生じたとき。
- (2) 都市公園の保全又は利用に著しい支障が生じたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむをえない必要が生じたとき。

(昭51条例34・平15条例70・一部改正)

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第12条の2 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物その他の物件又は施設(以下「工作物等」という。)の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- (3) 工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため市長が必要と認める事項

(平16条例47・追加)

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第12条の3 法第27条第5項の規定による公示は、市役所及び区役所の掲示場に掲示することにより行うものとする。

(平16条例47・追加)

(工作物等の価額の評価の方法)

第12条の4 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数及び損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(平16条例47・追加)

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第12条の5 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行うものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がないとき、又は競争入札に付することが適当でないと認められるときは、随意契約により売却することができる。

(平16条例47・追加)

(立入調査)

第13条 市長は、都市公園の管理上必要な限度において、その職員をして、都市公園内の占用物件又は公園施設若しくは使用場所に立ち入らせ、調査を行わせ、又は関係人に対して質問をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(昭51条例34・一部改正)

(公園予定区域等についての準用)

第14条 第4条から前条までの規定は、公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(昭51条例34・平16条例47・一部改正)

(都市公園の区域の変更及び廃止)

第14条の2 市長は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を公告しなければならない。

(昭52条例26・追加)

第3章 靈園

(設置)

第15条 市は、別表第2のとおり靈園を設置する。

(昭51条例34・一部改正)

(行為の禁止)

第16条 灵園において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 灵園又は碑石形像類を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 第5条各号(第2号を除く。)に掲げる行為

(昭51条例34・一部改正)

(使用の許可)

第17条 灵園を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(使用の承継)

第18条 灵園の使用は、前条の規定により使用の許可を受けた者(以下この章において「使用者」という。)の死亡その他の理由により、当該使用者にかわって祭祀を主宰する者が、市長の承認を得て承継することができる。

(平10条例51・一部改正)

(使用許可証の交付等)

第19条 市長は、使用者に使用許可証を交付する。

2 灵園の承継使用者又は使用許可証を紛失した者は、使用許可証を書換え又は再交付を受けなければならない。

3 使用者が焼骨の埋蔵若しくは収蔵又は改葬をしようとするときは、関係職員に使用許可証を提示しなければならない。

(昭51条例34・一部改正)

(使用料及び手数料)

第20条 使用者は、別表第3に掲げる式により算出した額の範囲内において市長が定める使用料を納入しなければならない。

2 使用許可証の書換え又は再交付を受けようとする者は、別表第4に掲げる手数料を納入しなければならない。
(昭51条例34・一部改正)

(使用料及び手数料の減免)

第21条 市長は、災害その他の事情により特に必要があると認めるときは、使用料又は手数料を減免することができる。

(昭51条例34・一部改正)

(許可の取消し)

第22条 市長は、使用者が次の各号の一に該当する場合においては、靈園の使用許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者が死亡した日から起算し、2年を経過しても、祭祀を承継する者がないとき。
- (2) 使用者である法人が解散したとき。
- (3) 使用の許可を受けた日から使用をなさずに3年を経過したとき。
- (4) 使用者が住所不明となって3年を経過したとき。
- (5) 使用許可を受けた目的以外に使用したとき。
- (6) 使用場所を転貸したとき。
- (7) その他法令又はこの条例若しくはこれに基づく規則その他の規程に違反したとき。

(昭51条例34・平10条例51・一部改正)

(使用場所の返還)

第23条 前条の規定により使用の許可を取り消されたとき又は使用場所の全部若しくは一部が不要となったときは、使用者は、直ちにその場所を原状に回復し、市に引き渡さなければならない。この場合において、市長の承認を受けたときは、現状のまま返還することができる。

(昭51条例34・平10条例51・一部改正)

(費用の徴収)

第24条 使用者が前条の処置を行わなかった場合は、市長がこれをなし、その費用は、義務者から徴収する。

(昭51条例34・平10条例51・一部改正)

(改葬又は移転)

第25条 市長は、第22条の規定により、使用許可を取り消したときは、その焼骨又は碑石形像類を一定の場所に改葬し、又は移転することができる。

(昭51条例34・一部改正)

(使用場所の変更又は返還処置)

第26条 市長は、靈園の管理又は都市計画事業その他市の事業執行上必要があると認めるときは、使用者に対し、その使用場所を変更し、又は返還させることができる。

(昭51条例34・一部改正)

(敷地の一時使用)

第27条 使用者がその使用に伴う工事その他の必要により、靈園内の敷地を一時使用しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

第4章 駐車場

(設置)

第28条 市は、別表第4の2のとおり駐車場を設置する。

(平18条例70・全改)

(使用の許可等)

第28条の2 駐車場を使用しようとする者は、あらかじめ市長(指定管理者に使用の許可を行わせる駐車場にあっては、指定管理者)の許可を受けなければならない。

2 第7条第2項及び第7条の2の規定は、前項の許可並びに当該許可の取消し並びに当該許可に係る使用の制限及び使用の停止について準用する。この場合において、これらの規定中「市長」とあるのは「市長(指定管理者に使用の許可を行わせる駐車場にあっては、指定管理者)」と、第7条第2項中「有料施設」とあるのは「駐車場」と、第7条の2第1号中「前条第2項各号」とあるのは「第7条第2項各号」と読み替えるものとする。

(平15条例70・追加、平17条例42・平17条例47・平29条例11・一部改正)

(駐車料金)

第29条 駐車料金の額は、別表第5に掲げる額の範囲内とする。

(昭51条例34・一部改正)

(駐車料金の減免)

第29条の2 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、駐車料金を減免することができる。

(平15条例70・追加)

(委任)

第29条の3 この章に定めるもののほか、駐車場の入出車時間、駐車料金その他必要な事項については、市長が定め、これを告示するものとする。

(平18条例70・追加)

第5章 自転車駐車場

(平元条例9・追加)

(設置)

第30条 市は、別表第6のとおり自転車駐車場を設置する。

(平元条例9・追加)

(自転車駐車場に駐車させることができる自転車等の種類)

第30条の2 自転車駐車場に駐車させることができる自転車等の種類は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車並びに同法第3条に規定する大型自動二輪車(側車付きのものを除く。)及び普通自動二輪車(側車付きのものを除く。)とする。ただし、北九州市立本城駅前自転車駐車場にあっては、大型自動二輪車及び普通自動二輪車で総排気量が0.125リットルを超える内燃機関を原動機とするものは、駐車させることができない。

(平24条例5・追加)

(使用の許可等)

第31条 自転車駐車場を使用しようとする者は、あらかじめ市長(指定管理者に使用の許可を行わせる自転車駐車場にあっては、指定管理者)の許可を受けなければならない。

2 第7条第2項及び第7条の2の規定は、前項の許可並びに当該許可の取消し並びに当該許可に係る使用の制限及び使用の停止について準用する。この場合において、これらの規定中「市長」とあるのは「市長(指定管理者に使用の許可を行わせる自転車駐車場にあっては、指定管理者)」と、第7条第2項中「有料施設」とあるのは「自転車駐車場」と、第7条の2第1号中「前条第2項各号」とあるのは「第7条第2項各号」と読み替えるものとする。

(平元条例9・追加、平15条例70・一部改正)

(使用料)

第32条 自転車駐車場の使用の許可を受けた者は、別表第7に掲げる使用料を納入しなければならない。

(平元条例9・追加)

(使用料の減免)

第33条 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(平元条例9・追加)

第6章 自転車貸出し施設

(平元条例9・追加)

(設置)

第34条 市は、別表第8のとおり自転車貸出し施設を設置する。

(平元条例9・追加)

(使用の許可等)

第35条 自転車貸出し施設の貸自転車を使用しようとする者は、あらかじめ市長(指定管理者に使用の許可を行わせる自転車貸出し施設の貸自転車にあっては、指定管理者)の許可を受けなければならない。

2 第7条第2項及び第7条の2の規定は、前項の許可並びに当該許可の取消し並びに当該許可に係る使用の制限及び使用の停止について準用する。この場合において、これらの規定中「市長」とあるのは「市長(指定管理者に使用の許可を行わせる自転車貸出し施設の貸自転車にあっては、指定管理者)」と、第7条第2項中「有料施設」とあるのは「自転車貸出し施設の貸自転車」と、第7条の2第1号中「前条第2項各号」とあるのは「第7条第2項各号」と読み替えるものとする。

(平15条例70・全改)

(使用料)

第35条の2 自転車貸出し施設の貸自転車の使用の許可を受けた者は、別表第9に掲げる使用料を納入しなければならない。

(平15条例70・追加)

(使用料の減免)

第35条の3 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(平15条例70・追加)

第7章 雜則

(平元条例9・改称)

(指定管理者)

第36条 市長は、都市公園(市が設置する公園施設を含む。)、駐車場、自転車駐車場及び自転車貸出し施設(以下「都市公園等」という。)の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、当該都市公園等の管理を指定管理者に行わせることができる。

(昭51条例6・一部改正、平元条例9・旧第30条繰下・一部改正、平3条例25・平15条例70・平17条例42・平28条例34・一部改正)

(指定管理者の指定の手続)

第36条の2 指定管理者の指定を受けようとするものは、市長が別に定める申請書に当該都市公園等の管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 到津の森公園、到津の森公園駐車施設、ひびき動物ワールド、旧安川邸及び夜宮公園駐車施設の指定管理者の指定に係る前項の規定による申請については、市長が当該施設の運営の方法、指定管理者に行わせる業務の内容等を勘案して特に必要があると認めるときは、市長が適当と認めたものに限り、当該申請をすることができる。

3 第1項の規定による申請があったときは、市長は、事業計画書の内容、事業計画書に従い都市公園等の管理を安定して行う能力等を審査の上、最も適当であると認めたものを指定管理者として指定する。

(平15条例70・追加、平17条例65・平28条例34・令2条例17・令3条例15・一部改正)

(指定管理者が行う業務)

第36条の3 指定管理者が行う都市公園等の管理の業務は、次のとおりとする。

(1) 都市公園等の維持管理に関する事項。

(2) 都市公園等の使用又は利用の許可に関する事項。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

(平15条例70・追加、平17条例42・平17条例47・平28条例34・平29条例11・一部改正)

(指定管理者が行う管理の基準)

第36条の4 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い都市公園等の管理を行わなければならない。

(平15条例70・追加、平28条例34・一部改正)

(指定管理者の秘密保持義務)

第36条の5 指定管理者の役員若しくは職員若しくはその構成員又はこれらの者であった者は、都市公園等の管理に関して知り得た秘密を漏らし、又は当該都市公園等の管理の業務以外の目的のために使用してはならない。

(平15条例70・追加、平28条例34・一部改正)

(指定管理者の指定の取消し等に伴う管理の業務等の特例)

第36条の6 市は、管理を指定管理者に行わせる都市公園等について、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消し又は期間を定めた管理の業務の全部若しくは一部の停止の命令(次項及び第3項において「指定の取消し等」という。)を行ったときは、当該指定の取消しの日から当該都市公園等の管理を新たな指定管理者に行わせる日の前日までの期間又は当該停止の命令を行った期間、当該都市公園等の管理の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 前項の場合において、当該指定の取消し等の前に当該指定の取消し等を受けた指定管理者に対して行われ、又は当該指定管理者が行った当該日以後の使用又は利用に係る申請、許可、利用料金の納入その他の行為は、当該日以後の使用に係る申請、許可、使用料の納入その他の行為として市長に対して行われ、又は市長が行った行為とみなす。

3 第1項の場合において、当該都市公園等が別表第1の2の左欄に掲げる有料施設であるときは、当該有料施設の使用的許可を受けた者は、第11条の2の規定にかかわらず、当該指定の取消し等を受けた指定管理者が同条第3項の規定により定め、又は変更した利用料金の額に相当する額の使用料を納入しなければならない。

4 別表第1の2の注書第2項の規定は、前項の使用料について準用する。

(令3条例32・追加)

(委任)

第37条 この条例に規定するもののほか、都市公園、霊園、駐車場等の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

(昭51条例34・一部改正、平元条例9・旧第31条繰下・一部改正)

第8章 罰則

(平元条例9・旧第6章繰下)

(過料)

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第4条の規定に違反して、許可を受けないで同条各号に掲げる行為をした者

(2) 第5条又は第16条の規定に違反して各条各号に掲げる行為をした者

2 詐偽その他不正な手段により使用料、手数料又は駐車料金の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

(昭51条例34・一部改正、平元条例9・旧第32条繰下、平16条例47・一部改正)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

(廃止条例)

2 次に掲げる条例(以下「旧条例」という。)は、廃止する。

- (1) 北九州市立霊園条例(昭和38年北九州市条例第98号)
- (2) 北九州市立都市公園条例(昭和39年北九州市条例第38号)
- (3) 北九州市駐車場条例(昭和45年北九州市条例第54号)
(経過措置)

3 この条例の施行前に旧条例の規定によってした処分、手続きその他の行為は、この条例中にこれに相当する規定があるときは、この条例によつたものとみなす。

(平10条例51・一部改正)

4 この条例施行の際現に霊園の使用の許可を受けている者のこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料については、なお従前の例による。ただし、この場合においては、旧北九州市立霊園条例別表第2の使用料の欄中「

10年間 40,000
10年を増すごと 10,000

」とあるのは「

40,000

」とし、「

5年間 10,000
更新5年ごとに 5,000

」とあるのは「

10,000

」とする。

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則(昭和47年3月30日条例第10号)

この条例は、昭和47年6月1日から施行する。

付 則(昭和47年7月1日条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和47年12月8日条例第52号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中新原町東、南原および道永の各公園に関する部分は、規則で定める日から施行する。

(昭和48年規則第12号で別表第1の改正規定のうち新原町東、南原および道永の各公園に関する部分は昭和48年3月25日から施行)

付 則(昭和48年3月28日条例第7号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

付 則(昭和48年3月28日条例第10号)

この条例は、昭和48年6月1日から施行する。

付 則(昭和48年4月24日条例第26号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(北九州市都市公園、霊園および駐車場の設置および管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第4条の規定による改正後の北九州市都市公園、霊園および駐車場の設置および管理に関する条例別表第2の3有料施設の使用料の表の規定にかかわらず、この条例の施行の日の前日までに使用について申請のあつた施設に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則(昭和48年10月11日条例第47号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和48年12月24日条例第50号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

付 則(昭和49年3月19日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、題名の改正規定は、昭和49年4月1日から施行する。

付 則(昭和49年3月27日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和49年10月11日条例第52号)

この条例は、昭和49年11月2日から施行する。

付 則(昭和50年3月22日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の3 有料施設の使用料の表柔剣道場の項に関する改正規定は、規則で定める日から施行する。

(昭和50年規則第37号で昭和50年6月10日から施行)

付 則(昭和50年7月1日条例第30号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和50年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、既に改正前の北九州市都市公園、霊園及び駐車場の設置及び管理に関する条例別表第2の3 有料施設の使用料の表の規定によりプールの使用料を納入している者に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則(昭和50年12月22日条例第56号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和51年3月25日条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。

(昭和51年度における占用料の額の特例)

2 改正後の北九州市都市公園、霊園及び駐車場の設置及び管理に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表第2の規定の適用については、改正後の条例別表第2の規定を適用して算定した占用料の額(以下「新占用料額」という。)が、改正前の北九州市都市公園、霊園及び駐車場の設置及び管理に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定を適用したとした場合に得られる占用料の額(以下「旧占用料額」という。)の3倍(電柱類

並びに通路、鉄道、公共駐車場、防火水槽、水道施設、下水道施設、変電所その他これらに類する施設で地下に設けられるもの及び郵便差出箱、公衆電話箱、天体、気象又は土地観測施設その他これらに類するもの(以下これらを「電柱類等」という。)にあつては2倍)を超えることとなる場合においては、昭和51年4月1日から昭和52年3月31日までの間に限り、当該超えることとなる物件に係る改正後の条例別表第2の額は、旧占用料額の3倍(電柱類等にあつては2倍)に相当する額とする。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、既に改正前の条例別表第2の規定に基づき、都市公園の占用料を納入した者については、当該占用料を納入した期間中は、なお従前の例による。

付 則(昭和51年7月1日条例第28号)

この条例は、昭和51年7月4日から施行する。

付 則(昭和51年10月12日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和52年7月1日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の3 有料施設の使用料の体育館の項及び同表の3 有料施設の使用料の備考の右欄の1の項の改正規定は、規則で定める日から施行する。

(昭和52年規則第60号で別表第1の3 有料施設の使用料の体育館の項及び同表の3 有料施設の使用料の備考の右欄の1の項の改正規定は昭和52年10月16日から施行)

付 則(昭和52年10月11日条例第35号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和52年10月16日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、既に改正前の北九州市都市公園、霊園及び駐車場の設置及び管理に関する条例別表第1の3 有料施設の使用料の規定により庭球場の使用料を納入している者に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則(昭和53年3月31日条例第9号)

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、昭和53年6月1日から施行する。

付 則(昭和53年10月13日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和54年3月22日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和54年6月28日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の3 有料施設の使用料のプールの項の改正規定は、規則で定める日から施行する。

(昭和54年規則第43号で昭和54年8月1日から施行)

付 則(昭和54年12月21日条例第36号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和55年規則第10号で昭和55年3月1日から施行)

付 則(昭和55年3月31日条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に、1年以下の期間について許可を受け、都市公園を占用している者のこの条例の施行の日以後の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

付 則(昭和55年10月15日条例第32号)

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和55年規則第72号で別表第1の3 有料施設の使用料の体育館の項の改正規定は昭和55年10月26日から施行)

(昭和56年規則第16号で別表第1の3 有料施設の使用料の野球場の項の改正規定は昭和56年4月11日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行の際、既に改正前の北九州市都市公園、霊園及び駐車場の設置及び管理に関する条例別表第1の

3 有料施設の使用料の規定により桃園球場の使用料を納入している者に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則(昭和56年3月28日条例第7号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和56年規則第32号で昭和56年4月15日から施行)

付 則(昭和56年9月30日条例第38号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和56年規則第75号で昭和56年11月3日から施行)

付 則(昭和57年3月29日条例第4号)

この条例は、昭和57年6月1日から施行する。ただし、第3条中北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例別表第1の地方改善施設の項の改正規定(北九州市立今仲共同浴場に関する部分に限る。)及び第6条中北九州市都市公園、霊園及び駐車場の設置及び管理に関する条例別表第2の改正規定(北九州市立藤ノ木霊園に関する部分に限る。)は公布の日から、第1条中区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域に関する条例第1条第2項の表の小倉南区の項の改正規定のうち「下曾根一～四丁目」の次に「、下吉田団地」を加える部分及び第2条中北九州市区役所出張所設置条例第2条の表の小倉南区役所曾根出張所の項の改正規定のうち「下曾根一丁目から下曾根四丁目まで」の次に「、下吉田団地」を加える部分は昭和57年4月1日から施行する。

付 則(昭和57年3月29日条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、既に改正前の北九州市都市公園、霊園及び駐車場の設置及び管理に関する条例別表第1の

3 有料施設の使用料の規定により有料施設の使用料を納入している者に係る当該有料施設の使用料については、なお従前の例による。

付 則(昭和58年3月12日条例第2号)抄

この条例は、昭和58年6月1日から施行する。

付 則(昭和58年6月20日条例第21号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和58年規則第40号で昭和58年7月3日から施行)

付 則(昭和59年3月30日条例第10号)

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表第4の改正規定は、昭和59年4月1日から施行する。

(昭和59年規則第23号で昭和59年4月1日から施行)

付 則(昭和60年3月29日条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に、占用の許可(許可の期間が1年以下のものに限る。)を受け、都市公園を占用している者のこの条例の施行の日以後の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

付 則(昭和60年6月21日条例第27号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和60年規則第42号で昭和60年7月6日から施行)

付 則(昭和61年3月29日条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。ただし、別表第1の3 有料施設の使用料の改正規定中志井ファミリープールに関する部分は、規則で定める日から施行する。
(昭和61年規則第30号で別表第1の3 有料施設の使用料の改正規定のうち志井ファミリープールに関する部分は昭和61年4月21日から施行)
- (経過措置)
- 2 この条例の施行の際、現に、占用の許可(許可の期間が1年以下のものに限る。)を受け、都市公園を占用している者のこの条例の施行の日以後の占用に係る占用料については、なお従前の例による。
- 付 則(昭和61年12月18日条例第36号)
この条例は、規則で定める日から施行する。
(昭和62年規則第5号で昭和62年3月14日から施行)
- 付 則(昭和62年6月30日条例第17号)
この条例は、昭和62年7月1日から施行する。ただし、別表第1の3 有料施設の使用料のプールの項の改正規定(川下りプールに関する部分を除く。)及び同表の3 有料施設の使用料のその他の項の改正規定は、規則で定める日から施行する。
(昭和62年規則第40号で別表第1の3 有料施設の使用料のプールの項の改正規定(川下りプールに関する部分を除く。)は昭和62年8月1日から施行)
- (昭和62年規則第47号で別表第1の3 有料施設の使用料のその他の項の改正規定は昭和62年10月1日から施行)
- 付 則(昭和63年3月31日条例第11号)
(施行期日)
- 1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例は、施行の際、現に、設置の許可又は占用の許可(これらの許可の期間が1年以下のものに限る。)を受け、公園施設を設置し、又は都市公園を占用している者のこの条例の施行の日以後の設置に係る使用料又は占用に係る占用料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の北九州市都市公園、霊園及び駐車場の設置及び管理に関する条例別表第1の3 有料施設の使用料の規定にかかわらず、昭和63年3月31日までに使用について許可のなされた有料施設に係る使用料については、なお従前の例による。
付 則(昭和63年12月19日条例第33号)
この条例は、規則で定める日から施行する。
(平成元年規則第8号で平成元年4月4日から施行)
- 付 則(平成元年3月30日条例第9号)
この条例は、平成元年4月1日から施行する。ただし、第4章の次に2章を加える改正規定及び別表第5の次に4表を加える改正規定は、規則で定める日から施行する。
(平成元年規則第23号で第4章の次に2章を加える改正規定及び別表第5の次に4表を加える改正規定のうち自転車貸出し施設に関する部分は平成元年4月15日から施行)
- (平成元年規則第42号で第4章の次に2章を加える改正規定及び別表第5の次に4表を加える改正規定のうち自転車駐車場に関する部分は平成元年10月1日から施行。ただし、当該自転車駐車場に関する部分のうち定期券による使用の許可、使用料の徴収及び使用料の減免に関する部分は平成元年9月25日から施行)
- 付 則(平成元年12月12日条例第35号)
この条例は、規則で定める日から施行する。
(平成2年規則第2号で平成2年4月1日から施行)
- 付 則(平成2年3月30日条例第19号)
この条例は、平成2年4月1日から施行する。
付 則(平成3年6月28日条例第25号)
この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第36条の改正規定は、公布の日から施行する。
(平成3年規則第46号で平成3年8月1日から施行)
- 付 則(平成4年3月27日条例第13号)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。ただし、別表第6の改正規定は、規則で定める日から施行する。
(平成4年規則第33号で平成4年6月1日から施行)
- (経過措置)
- 2 改正後の別表第1の3 有料施設の使用料の規定にかかわらず、平成4年3月31日までに使用について許可のなされた有料施設に係る使用料については、なお従前の例による。
付 則(平成4年12月14日条例第45号)
この条例中別表第6の改正規定は規則で定める日から、別表第7の改正規定は平成5年4月1日から施行する。
(平成5年規則第4号で平成5年4月1日から施行)

付 則(平成5年3月31日条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。ただし、別表第5の改正規定は、規則で定める日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の別表第1の3 有料施設の使用料の規定にかかわらず、平成5年3月31日までに使用について許可のなされた野球場に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則(平成6年6月20日条例第28号)

この条例は、平成6年7月9日から施行する。

付 則(平成6年12月13日条例第50号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成7年規則第2号で別表第6の改正規定のうち北九州市立下曽根駅南口自転車駐車場に関する部分は平成7年2月1日から施行)

(平成7年規則第12号で別表第6の改正規定のうち北九州市立折尾駅前自転車駐車場に関する部分は平成7年5月1日から施行)

付 則(平成7年3月23日条例第10号)

- この条例は、平成7年4月1日から施行する。ただし、別表第1の3 有料施設の使用料の表のその他の項の改正規定中山田緑地、森の家及び山田緑地駐車施設に関する部分は、規則で定める日から施行する。

(平成7年規則第21号で別表第1の3 有料施設の使用料の表のその他の項の改正規定のうち、山田緑地、森の家及び山田緑地駐車施設に関する部分は平成7年5月27日から施行)

付 則(平成7年6月29日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第6の改正規定は、規則で定める日から施行する。

(平成9年規則第36号で平成9年9月1日から施行)

付 則(平成7年12月15日条例第45号)

この条例は、平成8年1月1日から施行する。

付 則(平成8年3月29日条例第20号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年4月7日から施行する。ただし、別表第1の2 都市公園の占用料の表の改正規定は同年10月1日から、別表第6の改正規定は規則で定める日から施行する。
(平成8年規則第37号で平成8年5月1日から施行)
(経過措置)
- 2 別表第1の2 都市公園の占用料の表の改正規定(以下「占用料の改正規定」という。)の施行の際、現に、占用の許可(許可の期間が1年以下のものに限る。)を受け、都市公園を占用している者の占用料の改正規定の施行の日(以下「施行日」という。)以後の占用に係る占用料については、なお従前の例による。
- 3 占用料の改正規定の施行の際、現に、1年を超える期間について占用の許可を受け、都市公園を占用している者が平成8年度において納付すべき占用料は、月割により計算するものとし、施行日を月割額の計算期間に含むときの月割額は、改正前の別表第1の2 都市公園の占用料の表(以下「改正前の占用料の表」という。)の規定によるものとする。この場合において、既納の占用料との差額は、施行日から起算して60日以内に追加して徴収し、又は返還するものとする。
(占用料の特例)
- 4 占用料の改正規定の施行の際、現に、1年を超える期間について占用の許可を受け、都市公園を占用している電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第6項に規定する電気事業者、ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第9項に規定するガス事業者及び電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条第1項に規定する第1種電気通信事業者(以下これらの者を「事業者」という。)が平成8年度以後の各年度において納付すべき占用料の総額は、改正後の別表第1の2 都市公園の占用料の表(以下「改正後の占用料の表」という。)の規定を適用して算定した各事業者ごとの占用料の総額が前年度において各事業者が納付した占用料の総額に1.1を乗じて得た額(以下「調整占用料総額」という。)を超える場合には、当該調整占用料総額とする。
- 5 占用料の改正規定の施行の際、現に、1年を超える期間について占用の許可を受け、都市公園を占用している事業者以外の者の平成8年度以後の各年度における占用物件の占用料の額は、改正後の占用料の表に規定する占用料の額が、当該占用物件の前年度の占用料の額に1.1を乗じて得た額(以下「調整占用料額」という。)を超える場合には、改正後の占用料の表の規定にかかわらず、当該調整占用料額とする。
- 6 施行日以後に新たに占用の許可を受け、都市公園を占用する者の次に掲げる占用物件に係る占用料の額は、改正後の占用料の表の規定にかかわらず、施行日から平成12年3月31日までの間は、改正前の占用料の表に規定する占用料の額の2倍に相当する額とする。
 - (1) 工事用板囲、足場、詰所その他の工事施設及び土石、竹木、瓦などの工事用材料の置場
 - (2) 占用物件を設けるその他の占用

付 則(平成9年3月31日条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の別表第1の1 公園施設の設置・管理の使用料の表の規定にかかわらず、平成9年3月31日までに設置の許可(許可の期間が1年以下のものに限る。)がなされた公園施設の設置に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第1の3 有料施設の使用料の表の規定にかかわらず、平成9年3月31日までに使用の許可がなされた有料施設の使用料については、なお従前の例による。

付 則(平成9年9月30日条例第41号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成9年規則第39号で別表第6の改正規定のうち、北九州市立若松駅前自転車駐車場に関する部分は平成9年11月1日から、北九州市立折尾駅東自転車駐車場に関する部分は平成9年12月1日から施行)

付 則(平成10年3月27日条例第15号)

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表第1の3 有料施設の使用料の表の庭球場の項の改正規定は平成10年4月1日から施行する。

(平成10年規則第16号で別表第6の改正規定は平成10年4月1日から施行)

(平成10年規則第74号で別表第1の3 有料施設の使用料の表のその他の項の改正規定は平成10年9月29日から施行)

付 則(平成10年3月27日条例第20号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成10年規則第75号で平成10年9月29日から施行)

付 則(平成10年12月8日条例第51号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

付 則(平成11年10月1日条例第45号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成11年規則第56号で平成11年11月1日から施行)

付 則(平成12年6月21日条例第52号)

この条例は、平成12年7月25日から施行する。

付 則(平成12年10月2日条例第58号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成12年規則第95号で平成12年11月21日から施行)

付 則(平成13年3月30日条例第16号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、別表第1の3 有料施設の使用料の表の野球場の項の改正規定は同月3日から、同表のその他の項の改正規定中長浦公園野外音楽堂に関する部分は公布の日から施行する。

付 則(平成13年10月2日条例第34号)

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表第1の3 有料施設の使用料の表のプールの志井ファミリープールの施設使用料の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(平成13年規則第54号で平成13年10月7日から施行)

付 則(平成13年12月17日条例第49号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成14年規則第34号で別表第6の改正規定は平成14年4月1日から施行)

(平成14年規則第34号で第6条の改正規定、第7条の改正規定、第11条の次に2条を加える改正規定及び別表第1の次に1表を加える改正規定(到津の森公園に関する部分を除く。)は平成14年4月13日から施行)

(平成14年規則第34号で別表第1の次に1表を加える改正規定(到津の森公園に関する部分に限る。)は平成14年4月27日から施行)

付 則(平成14年3月18日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成14年6月24日条例第48号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成14年規則第72号で平成14年10月1日から施行)

付 則(平成15年3月27日条例第18号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成15年規則第13号で平成15年4月1日から施行)

付 則(平成15年12月18日条例第70号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の3 有料施設の使用料の表及び別表第1の2の改正規定並びに付則第3項及び付則第4項の規定は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)附則第2条の規定によりなお従前の例により管理を委託している都市公園、公園施設、駐車場、自転車駐車場及び自転車貸出し施設(以下「都市公園等」という。)の管理については、平成18年9月1日(同日前に地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき当該都市公園等の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日)までの間は、なお従前の例による。

(北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

3 北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例(昭和47年北九州市条例第6号)の一部を次のように改正する。

[次のように略]

(北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

4 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例(昭和47年北九州市条例第8号)の一部を次のように改正する。

[次のように略]

付 則(平成16年3月31日条例第19号)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、別表第1の2の注書を同表の注書第2項とし、同表の注書に第1項として1項を加える改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前になされた北九州市立西小倉駅前自転車駐車場に係る改正後の北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による指定管理者の指定の手続に相当する手続は、改正後の条例の規定によりなされたものとみなす。

付 則(平成16年9月29日条例第47号)

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成16年規則第91号で平成16年12月17日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則(平成16年12月14日条例第63号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

付 則(平成16年12月14日条例第64号)

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

付 則(平成17年3月31日条例第22号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、別表第1の3 有料施設の使用料の表の弓道場の項の改正規定は、規則で定める日から施行する。

(平成17年規則第54号で平成17年4月23日から施行)

付 則(平成17年6月9日条例第40号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成17年6月9日条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成17年9月26日条例第47号)

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

付 則(平成17年10月6日条例第65号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成17年12月6日条例第76号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、別表第6の改正規定は規則で定める日から施行する。

(平成18年規則第8号で平成18年3月16日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行の日(別表第6の改正規定にあっては、当該改正規定の施行の日)前になされた三萩野球場、吉田太陽の丘庭球場及び北九州市立朽網駅前自転車駐車場に係る改正後の北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による指定管理者の指定の手続に相当する手続は、改正後の条例の規定によりなされたものとみなす。

付 則(平成17年12月6日条例第77号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成18年9月27日条例第47号)

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表第1の1 公園施設の設置・管理の使用料の表の公園施設の管理の項並びに同表の備考の欄第1項及び第2項の改正規定並びに別表第1の3 有料施設の使用料の表のその他

の項の改正規定(／「勝山公園野外音楽堂／高塔山公園野外音楽堂」／を「高塔山公園野外音楽堂」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(平成18年規則第93号で平成18年11月1日から施行)

付 則(平成18年12月13日条例第69号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成19年規則第36号で平成19年6月1日から施行)

付 則(平成18年12月13日条例第70号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成19年規則第6号で平成19年4月1日から施行)

付 則(平成19年6月29日条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 道路交通法の一部を改正する法律(平成16年法律第90号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日からこの条例の施行の日までの間の第1条の規定による改正前の北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例別表第2若しくは別表第3、第2条の規定による改正前の北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例別表第1の2、第3条の規定による改正前の北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例別表第3の2 社会教育関係の表又は第4条の規定による改正前の北九州市平尾台自然の郷条例別表の適用については、これらの表中「道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条」又は「道路交通法第3条」とあるのは、それぞれ「道路交通法の一部を改正する法律(平成16年法律第90号)による改正前の道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条」又は「道路交通法の一部を改正する法律(平成16年法律第90号)による改正前の道路交通法第3条」としたものとする。

付 則(平成20年3月25日条例第21号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成20年10月6日条例第50号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成20年12月12日条例第59号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

付 則(平成21年3月31日条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に、占用の許可(許可の期間が1年以下のものに限る。)を受け、都市公園を占用している者のこの条例の施行の日以後の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

3 改正後の別表第1の2の規定の適用については、この条例の施行の日から平成22年3月31日までの間は、同表の金額の欄中「

1,300円
1,900円
2,600円
1,300円
1,900円
2,600円
12円
7円
2,300円
2,300円
47円
68円
100円
140円
200円
270円
470円
680円

	1,400円
	1,800円
	1,200円
	1,800円
	950円
	70円
	70円
	170円
	170円
	15円

」とあるのは「

	1,500円
	2,300円
	3,150円
	1,500円
	2,300円
	3,150円
	14円
	8円
	2,350円
	2,350円
	64円
	74円
	110円
	150円
	260円
	295円
	605円
	710円
	1,470円
	1,800円
	1,200円
	1,850円
	975円
	80円
	95円
	170円
	170円
	15円

」とする。

付 則(平成21年6月23日条例第26号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成21年規則第49号で平成21年9月1日から施行)

付 則(平成22年6月23日条例第23号)

この条例は、平成22年7月24日から施行する。

付 則(平成24年3月26日条例第5号)

この条例は、平成24年7月1日から施行する。ただし、別表第1の2の改正規定は、公布の日から施行する。

付 則(平成24年12月19日条例第67号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成25年12月13日条例第44号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

付 則(平成27年3月17日条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表第4の2の改正規定は、規則で定める日から施行する。

(平成27年規則第27号で平成27年11月1日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に、占用の許可(許可の期間が1年以下のものに限る。)を受け、都市公園を占用している者のこの条例の施行の日以後の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

- 3 改正後の別表第1の2 都市公園の占用料の表の規定の適用については、この条例の施行の日から平成28年3月31日までの間は、同表の金額の欄中「

900円
1, 400円
1, 900円
900円
1, 400円
1, 900円
8円
5円
1, 600円
1, 600円
34円
48円
72円
96円
150円
200円
340円
480円
960円

」とあるのは「

1, 100円
1, 650円
2, 250円
1, 100円
1, 650円
2, 250円
10円
6円
1, 950円
1, 950円
41円
58円
86円
118円
175円
235円

405円

580円

1, 180円

」と、「

1, 300円

670円

32円

32円

」とあるのは「

1, 550円

810円

51円

51円

」とする。

付 則(平成27年7月3日条例第32号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の北九州市スポーツ施設条例別表第2の規定及び第2条の規定による改正後の北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例別表第1の3 有料施設の使用料の表の規定にかかわらず、この条例の施行の日の前日までに第1条の規定による改正前の北九州市スポーツ施設条例第2条の規定により使用の許可がなされた体育館及びスポーツセンターの使用料並びに第2条の規定による改正前の北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例第7条の規定により使用の許可がなされた体育館の使用料については、なお従前の例による。

付 則(平成27年12月21日条例第59号)抄

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成28年規則第6号で平成28年9月1日から施行)

付 則(平成28年6月22日条例第34号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の3 有料施設の使用料の表の野球場の項の改正規定は平成28年9月1日から、同表の陸上競技場の項の改正規定は同年7月1日から、同表のその他の項の改正規定及び別表第1の2の改正規定は規則で定める日から施行する。

(平成28年規則第72号で平成29年4月1日から施行)

(経過措置)

2 平成28年9月1日を初日とする期間において、改正後の別表第1の3 有料施設の使用料の表に規定する都島球場の管理を指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせる場合については、改正後の第36条の2の規定にかかわらず、この条例の公布の際現に改正前の同表に規定する浅生球場の指定管理者として指定されている団体を、その指定の残余期間に限り、指定管理者として指定するものとする。

付 則(平成28年12月20日条例第55号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成29年3月12日から施行する。

付 則(平成29年3月31日条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前から同日以後にわたり北九州市営勝山公園地下駐車場に駐車した場合の駐車料金については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際に発行されている北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例別表第5に規定する定期券(北九州市営勝山公園地下駐車場に係るものに限る。)は、北九州市自動車駐車場条例第4条第5項に規定する定期駐車券とみなす。

付 則(平成29年10月6日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成29年12月20日条例第39号)

この条例は、平成29年12月21日から施行する。ただし、第3条の4に2項を加える改正規定は公布の日から、別表第1の3 有料施設の使用料の表のその他の項の改正規定(帆柱公園駐車施設の大型自動車中型自動車の項に係る部分に限る。)は規則で定める日から施行する。

(平成31年規則第3号で平成31年3月18日から施行)

付 則(平成30年3月30日条例第23号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

付 則(平成30年6月22日条例第41号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表第1の3 有料施設の使用料の表のプールの項の改正規定は、平成30年9月1日から施行する。

付 則(平成30年6月22日条例第43号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例別表第1の3 有料施設の使用料の表の規定、第3条の規定による改正後の北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例別表第3の規定による改正後の北九州市市民センター条例別表第2の規定、第5条の規定による改正後の北九州市芸術文化施設条例別表第2の規定及び第6条の規定による改正後の北九州市スポーツ施設条例別表第2の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に許可を受ける使用に係る使用料について適用し、施行日前に許可を受けた使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、施行日前に第2条の規定による改正前の北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の規定に基づき発行されたプール、陸上競技場、庭球場、弓道場、柔剣道場及び体育館の回数券又は定期券は、同条の規定による改正後の北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の規定に基づき発行されたものとみなす。

付 則(平成30年6月22日条例第47号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

付 則(平成30年6月22日条例第48号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例別表第1の3 有料施設の使用料の表の規定及び第2条の規定による改正後の北九州市ほたる館条例別表第2の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に許可を受ける使用に係る使用料について適用し、施行日前に許可を受けた使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 施行日前に第1条の規定による改正前の北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の規定に基づき発行されたひびき動物ワールド及び熱帯生態園の回数券は、同条の規定による改正後の北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の規定に基づき発行されたものとみなす。

付 則(平成30年10月15日条例第59号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成31年規則第13号で別表第6の改正規定(「

八幡東区西本町三丁目5番及び6番

」を「

八幡東区西本町三丁目5番

」に改める部分に限る。)は平成31年4月1日から施行)

(令和元年規則第21号で別表第6の改正規定(「

北鷹見町12番

」を「

南鷹見町13番

」に改める部分に限る。)は令和元年9月7日から施行)

付 則(平成30年12月19日条例第67号)

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、別表第1の3 有料施設の使用料の表の庭球場の項の改正規定は平成31年4月1日から施行する。

(平成31年規則第6号で別表第1の3 有料施設の使用料の表のその他の項の改正規定(「

三萩野公園駐車施設	普通自動車	1台につき30分又はその端数ごとに	100円以下の範囲内で規則で定める額	普通自動車とは、道路交通法の一部を改正する法律(平成27年法律第40号)による改正前の道路交通法(以下「改正前の道路交通法」という。)第3条に規定する普通自動車をいう。
-----------	-------	-------------------	--------------------	--

」を「

延命寺臨海公園駐車施設	普通自動車	駐車を開始した時から12時間ごとに、6時間以内の駐車は1台につき2時間又はその端数ごとに100円以下の範囲内で規則で定める額、6時間を超えて12時間以内の駐車は1台につき400円以下の範囲内で規則で定める額とする。	1 普通自動車とは、道路交通法の一部を改正する法律(平成27年法律第40号)による改正前の道路交通法(以下「改正前の道路交通法」という。)第3条に規定する普通自動車をいう。 2 駐車時間が20分以内のときは、無料とする。	
三萩野公園駐車施設	普通自動車	1台につき30分又はその端数ごとに	100円以下の範囲内で規則で定める額	普通自動車とは、改正前の道路交通法第3条に規定する普通自動車をいう。

」に改める部分に限る。)は平成31年3月24日から施行)

(平成31年規則第20号で別表第1の3 有料施設の使用料の表のその他の項の改正規定(「

		1台1回(4時間を超えた場合)	300円以下の範囲内で規則で定める額	
--	--	-----------------	--------------------	--

」を「

		1台1回(4時間を超えた場合)	300円以下の範囲内で規則で定める額	
大池公園駐車施設	普通自動車	駐車を開始した時から12時間ごとに、1時間30分以内の駐車は1台につき30分又はその端数ごとに100円以下の範囲内で規則で定める額、1時間30分を超えて12時間以内の駐車は1台につき400円以下の範囲内で規則で定める額とする。	1 普通自動車とは、改正前の道路交通法第3条に規定する普通自動車をいう。 2 駐車時間が20分以内のときは、無料とする。	

」に改める部分に限る。)は平成31年4月1日から施行)

(調整規定)

2 この条例(別表第1の3 有料施設の使用料の表のその他の項の改正規定(「

三萩野公園駐車施設	普通自動車	1台につき30分又はその端数ごとに	100円以下の範囲内で規則で定める額	普通自動車とは、道路交通法の一部を改正する法律(平成27年法律第40号)による改正前の道路交通法(以下「改正前の道路交通法」という。)第3条に規定する普通自動車をいう。
-----------	-------	-------------------	--------------------	--

」を「

延命寺臨海公園駐車施設	普通自動車	駐車を開始した時から12時間ごとに、6時間以内の駐車は1台につき2時間又はその端数ごとに100円以下の範囲内で規則で定める額、6時間を超えて12時間以内の駐車は1台につき400円以下の範囲内で規則で定める額とする。	1 普通自動車とは、道路交通法の一部を改正する法律(平成27年法律第40号)による改正前の道路交通法(以下「改正前の道路交通法」という。)第3条に規定する普通自動車をいう。 2 駐車時間が20分以内のときは、無料とする。	
三萩野公園駐車施設	普通自動車	1台につき30分又はその端数ごとに	100円以下の範囲内で規則で定める額	普通自動車とは、改正前の道路交通法第3条に規定す

る普通自動車をいう。

」に改める部分に限る。)に限る。)の施行の日が北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成29年北九州市条例第39号)付則ただし書に規定する規定(別表第1の3 有料施設の使用料の表のその他の項の改正規定(帆柱公園駐車施設の大型自動車中型自動車の項に係る部分に限る。)に限る。)の施行の日前である場合には、同条例のうち別表第1の3 有料施設の使用料の表のその他の項の改正規定中「

普通自動車とは、道路交通法の一部を改正する法律(平成27年法律第40号)による改正前の道路交通法(以下「改正前の道路交通法」という。)第3条に規定する普通自動車をいう。

」とあるのは「

普通自動車とは、改正前の道路交通法第3条に規定する普通自動車をいう。

」とする。

付 則(令和元年7月12日条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例別表第1の3 有料施設の使用料の表の規定及び第2条の規定による改正後の北九州市スポーツ施設条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用に係る使用料について適用し、同日前に許可を受けた使用に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則(令和元年7月12日条例第5号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(令和2年規則第45号で令和2年6月1日から施行)

付 則(令和元年7月12日条例第13号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(令和2年規則第13号で令和2年4月1日から施行)

付 則(令和2年3月31日条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(令和4年規則第8号で令和4年4月1日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行の日前になされた旧安川邸に係る改正後の北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による指定管理者の指定の手続に相当する手続は、改正後の条例の規定によりなされたものとみなす。

付 則(令和2年6月25日条例第34号)

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表1の2の到津の森遊具広場の項の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(令和3年規則第8号で令和3年4月1日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行の日前になされた曾根臨海運動場に係る改正後の北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による指定管理者の指定の手續に相当する手続は、改正後の条例の規定によりなされたものとみなす。

付 則(令和3年3月31日条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第36条の2第2項の改正規定(「、到津の森遊具広場、到津の森ふれあい動物園」を削る部分に限る。)及び別表第1の2の改正規定(到津の森遊具広場の項及び到津の森ふれあい動物園の項を削る部分に限る。) 規則で定める日

(令和3年規則第25号で令和3年5月1日から施行)

(2) 第36条の2第2項の改正規定(「及び旧安川邸」を「、旧安川邸及び夜宮公園駐車施設」に改める部分に限る。)及び別表第1の2の改正規定(到津の森遊具広場の項及び到津の森ふれあい動物園の項を削る改正規定を除く。) 規則で定める日

(令和4年規則第8号で令和4年4月1日から施行)

(3) 別表第6の改正規定 規則で定める日

(令和3年規則第26号で令和3年5月5日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行の日前になされた夜宮公園駐車施設に係る改正後の北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による指定管理者の指定の手続に相当する手続は、改正後の条例の規定によりなされたものとみなす。

付 則(令和3年12月17日条例第32号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

付 則(令和3年12月17日条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(令和4年6月27日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(令和4年12月20日条例第30号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(令和5年規則第31号で令和5年10月2日から施行)

付 則(令和5年3月30日条例第18号)

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

別表第1(第10条関係)

(昭47条例42・昭47条例52・昭48条例7・昭和48条例26・昭48条例47・昭50条例6・昭50条例30・昭51条例6・昭51条例28・一部改正、昭51条例34・旧別表第2繰上、昭52条例26・昭52条例35・昭53条例9・昭53条例27・昭54条例6・昭54条例15・昭54条例36・昭55条例10・昭55条例32・昭56条例38・昭57条例11・昭58条例21・昭59条例10・昭60条例15・昭60条例27・昭61条例10・昭61条例36・昭62条例17・昭63条例11・昭63条例33・平元条例9・平2条例19・平4条例13・平5条例8・平6条例28・平7条例10・平7条例25・平7条例45・平8条例20・平9条例16・平10条例15・平10条例20・平11条例45・平12条例52・平13条例16・平13条例34・平14条例3・平15条例70・平16条例19・平16条例63・平16条例64・平17条例22・平17条例40・平17条例76・平18条例47・平20条例50・平21条例17・平22条例23・平27条例12・平27条例32・平27条例59・平28条例34・平28条例55・平29条例30・平29条例39・平30条例23・平30条例41・平30条例43・平30条例48・平30条例67・令元条例4・令元条例5・令元条例13・令2条例34・令3条例39・令4条例14・令4条例30・令5条例18・一部改正)

1 公園施設の設置・管理の使用料

種別		使用料		備考
公園施設の設置	売店及び飲食店	1平方メートル1月につき	円 200	
	その他の施設	1平方メートル1月につき	100	
公園施設の管理	和布刈公園軽飲食店	1月につき	45,000	1 面積が1平方メートルに満たないとき、又は面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。 2 許可の期間が1月に満たないとき、又は許可の期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。 3 売店(自動販売機に限る。)の設置の許可をする者を公募により決定する場合の当該設置に係る使用料の額は、当該公募により決定された者が当該公募の際に提案した使用料の額(当該額が規定使用料の額に満たないときは、当該規定使用料の額)とする。
	北九州市民球場売店	1月につき	2,000	
	高炉台公園売店	1月につき	20,000	4 使用料は、許可の際納入すること。ただし、許可の期間が1年を超える場合は次年度以降の使用料は、当該年度の4月末日までに納入すること。

2 都市公園の占用料

種別		金額		備考
電柱類	本柱	第1種	1本につき1年	900円
		第2種		1,400円
		第3種		1,900円
支柱、支線柱及び支線	第1種	1本につき1年	900円	1 面積が1平方メートルに満たないとき、又は面積に1平方メートル未満の端数があるときは1平方メートルとして、長さが1メートルに満たないとき、又は長さに1メートル未満の端数があるときは1メートルとして計算する。
			1,400円	

	第3種		1,900円	2 占用料が年額のものについて は、期間が1年に満たないとき、 又は期間に1年未満の端数がある ときは1年として、占用料が日額 のものについては、期間が1日に 満たないとき、又は期間に1日未 満の端数があるときは1日として 計算する。 3 占用料は、許可の際納入すること。 ただし、許可の期間が1年を 超える場合は、次年度以降の占用 料は、当該年度の4月末日までに 納入すること。
共架電線その他上空に設ける線類	1メートルにつき1年	8円		
地下電線その他地下に設ける線類	1メートルにつき1年	5円		
鉄塔	1平方メートルにつき1年	1,600円		
変圧塔その他これに類するもの及び 公衆電話所	1個につき1年	1,600円		
地下埋設管	外径が0.07メートル未満のもの	1メートルにつき1年	34円	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		48円	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		72円	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		96円	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		150円	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		200円	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		340円	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		480円	
	外径が1メートル以上のもの		960円	
通路、鉄道、公共駐車場、防火水槽、水道施設、下水道施設、変電所その他これらに類する施設で地下に設けられるもの	1平方メートルにつき1年	1,800円		
橋、道路及び鉄道で高架のもの	1平方メートルにつき1年	1,200円		
標識	1本につき1年	1,300円		
郵便差出箱及び信書便差出箱、天体、気象又は土地観測施設その他これらに類するもの	1平方メートルにつき1年	670円		
工事用板囲、足場、詰所その他の工事施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場	1平方メートルにつき1日	32円		
占用物件を設けるその他の占用	1平方メートルにつき1日	32円		
その他の占用	業としての写真撮影	1台につき1日	170円	
	募金、物品の販売その他営業行為	1平方メートルにつき1日	170円	
	競技会、展示会、集会その他これらに類するもの	1平方メートルにつき1日	15円	

注

- 電柱類の本柱のうち、第1種とは、本柱(当該本柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該本柱を設置する者が設置するものに限る。以下同じ。)を支持するものを、第2種とは、本柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種とは、本柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 支柱、支線柱及び支線(以下「支柱等」という。)の種別は、当該支柱等の本柱の種別によるものとする。
- 共架電線とは、電柱類を設置する者以外の者が当該電柱類に設置する電線をいう。
- 有料施設の使用料

施設の種類等	使用料					備考
	共用	区分	一般	中学校の生徒	小学校の児童 以下の者	
和布刈塩水プール 大里プール 文化記念プール		個人	1人1回 (2時間)	360円	190円	1 定期券で使用するときは、1日1回限りとし、2時間以内を1回とする。

紫川河畔プール 大池プール 折尾プール 上津役プール 木屋瀬プール	専用	団体	30人以上50人未満	1人1回(2時間以内)	320円	170円	90円	2 共用で使用する場合に使用時間が2時間を超えたときは、2時間を超える1時間又はその端数ごとに規定使用料の額の5割(回数券又は定期券で入場した者にあっては、個人の規定使用料の額の5割)に相当する額を加算する。				
			50人以上	1人1回(2時間以内)	280円	150円	80円					
			回数券(10枚つづり)	1人1回(2時間以内)	2,880円	1,520円	800円					
			定期券	1月	4,320円	2,280円	1,200円					
		区分			平日	土曜日 日曜日 休日						
			50メートルプール	1面(1時間以内)	6,150円	6,750円						
			25メートルプール	1面(1時間以内)	3,900円	5,100円						
			飛込プール	1面(1時間以内)	3,900円	5,100円						
野球場 門司球場 北九州市民球場 桃園球場 本城球場 的場池球場	専用	硬式野球 準硬式野球 軟式野球 ソフトボール	一般	1面1回(1時間以内)	4,050円			使用者が入場料、会費その他これらに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収する場合における使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 営利又は収益を目的としない場合 入場料等の総収入額に100分の6を乗じて得た額(当該額が規定使用料の額の15割に相当する額に満たないときは、当該規定使用料の額の15割に相当する額)とする。 (2) 営利又は収益を目的とする場合 一般の者に係る規定使用料の額に3を乗じて得た額に、入場料等の総収入額に100分の6を乗じて得た額(当該額が1人当たりの入場料等の最高額に300を乗じて得た額に満たないときは、当該300を乗じて得た額)を加えて得た額				
			高等学校の生徒以下の者	1面1回(1時間以内)	2,020円							
		三萩野球場 高炉台球場 都島球場	軟式野球 ソフトボール	一般	1面1回(1時間以内)	1,200円						
老松球場 萩ヶ丘球場 大池球場 岡田球場	—											
陸上競技場	本城陸上競技場	競技場	共用	区分	一般	高等学校の生徒以下の者	1 使用者が入場料等を徴収する場合における使用料の額は、入場料等の総収入額に100分の6を乗じて得た額(当該額が規定使用料の額の15割に相当する額に満たないときは、当該規定使用料の額					
				1人1回(2時間以内)	150円	40円						
				回数券(10枚つづり)	1人1回(2時間以内)	1,200円	320円					
				定期券	1月	1,800円	480円					

		専用	1時間又はその端数ごとに		4,070円	の15割に相当する額)とする。 2 定期券で使用するときは、1日1回限りとし、2時間以内を1回とする。
	器具	陸上競技用具	1日1個又は1組	220円		
		1式		22,500円		
		テント	1日1張	450円		
		長机	1日1脚	60円		
		折り畳み椅子	1日1脚	40円		
	その他	コインロッカー	1回		100円	
運動場	曾根臨海運動場	専用	一般	1面1回(1時間以内)	1,200円	
	ひびきコスモス運動場					
	桃園運動場					
	香月中央運動場					
	本城運動場		高等学校の生徒以下の方	1面1回(1時間以内)	900円	
庭球場	文化記念運動場	一				
	三萩野庭球場	共用	区分	一般	高等学校の生徒	定期券で使用するときは、1日1回限りとし、2時間以内を1回とする。
	紫川河畔庭球場		1人1回(2時間以内)	490円	240円	150円
	文化記念庭球場		回数券(10枚づり)	3,920円	1,920円	1,200円
	吉田太陽の丘庭球場		定期券	1月	2,880円	1,800円
	桃園庭球場(全天候舗装コート)			6月	12,000円	7,500円
	香月中央庭球場			12月	17,280円	10,800円
	専用		1面1回(1時間以内)			1,260円
	田野浦庭球場	共用	区分	一般	高等学校の生徒	
	桃園庭球場(クレーコート)		1人1回(2時間以内)	300円	150円	90円
弓場	勝山弓道場	共用	回数券(10枚づり)	2,400円	1,200円	720円
	桃園弓道場		定期券	1月	1,800円	1,080円
	的場池弓道場			6月	7,500円	4,500円
				12月	10,800円	6,480円
	専用		1面1回(1時間以内)			750円
	1人1回(2時間以内)					
	回数券(10枚づり)	1人1回(2時間以内)		250円	120円	
	定期券	1月		3,000円	1,440円	
	専用		1時間又はその端数ごとに			600円
	城山緑地アーチェリー場	共用	区分	一般	高等学校の生徒以下の者	定期券で使用するときは、1日1回限りとし、2時間以内を1回とする。
			1人1回(2時間以内)	250円	120円	
			回数券(10枚づり)	1人1回(2時間以内)	2,000円	960円

		定期券	1月	3,000円	1,440円	
	専用	1時間又はその端数ごとに			1,200円	
柔 劍 道 場	共 用	区分	一般	高等学校の生徒	中学校の生徒 以下の者	定期券で使用するときは、1日1回限りとし、2時間以内を1回とする。
		1人1回(2時間以内)	390円	190円	120円	
		回数券 (10枚 つづり)	1人1回(2 時間以内)	3,120円	1,520円	
		定期券	1月	4,680円	2,280円	
			3月	8,580円	4,180円	
	専 用	柔道場 剣道場	1時間又はその端数ごとに		990円	
		区分	一般	高等学校の生徒	小・中学校の児童及び生徒	1 A及びBの適用区分は、次のとおりとする。 (1) Aは、体育行事に使用するとき。 (2) Bは、体育行事以外の行事に使用するとき。 2 八幡東体育館及び的場池体育館体育室の専用の使用面積が2分の1の場合の使用料の額は、規定使用料の額の5割に相当する額とする。 3 使用者が入場料等を徴収する場合における使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 営利又は収益を目的としたない場合 規定使用料の額の15割に相当する額 (2) 営利又は収益を目的とする場合 規定使用料の額の30割に相当する額
		1人1回(2時間以内)	390円	190円	120円	
		回数券 (10枚 つづり)	1人1回(2 時間以内)	3,120円	1,520円	
	専 用	区分		平日	土曜日 日曜日 休日	
		A	1時間又はその端数ごとに	1,260円	1,520円	
		B	1時間又はその端数ごとに	1,900円	2,300円	
		区分	一般	高等学校の生徒	小・中学校の児童及び生徒	
三 萩 野 体 育 館	共 用	1人1回(2時間以内)	390円	190円	120円	八幡東体育館及び的場池体育館体育室の専用の使用面積が2分の1の場合の使用料の額は、規定使用料の額の5割に相当する額とする。
		回数券 (10枚 つづり)	1人1回(2 時間以内)	3,120円	1,520円	
		区分		平日	土曜日 日曜日 休日	
		A	1時間又はその端数ごとに	1,260円	1,520円	
		B	1時間又はその端数ごとに	1,900円	2,300円	
	専 用	区分		平日	土曜日 日曜日 休日	3 使用者が入場料等を徴収する場合における使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 営利又は収益を目的としたない場合 規定使用料の額の15割に相当する額 (2) 営利又は収益を目的とする場合 規定使用料の額の30割に相当する額
		A	1時間又はその端数ごとに	2,580円	3,110円	
		B	1時間又はその端数ごとに	3,880円	4,670円	
		区分	一般	高等学校の生徒	小・中学校の児童及び生徒	
八 幡 東 体 育 館	共 用	1人1回(2時間以内)	390円	190円	120円	1 A及びBの適用区分は、次のとおりとする。 (1) Aは、体育行事に使用するとき。 (2) Bは、体育行事以外の行事に使用するとき。
		回数券 (10枚 つづり)	1人1回(2 時間以内)	3,120円	1,520円	
		区分		平日	土曜日 日曜日 休日	
		A	1時間又はその端数ごとに	2,580円	3,110円	
		B	1時間又はその端数ごとに	3,880円	4,670円	
	専 用	区分		平日	土曜日 日曜日 休日	2 八幡東体育館及び的場池体育館体育室の専用の使用面積が2分の1の場合の使用料の額は、規定使用料の額の5割に相当する額とする。
		A	1時間又はその端数ごとに	2,580円	3,110円	
		B	1時間又はその端数ごとに	3,880円	4,670円	
		区分	一般	高等学校の生徒	小・中学校の児童及び生徒	
的 場 池 体 育 館	体 育 室	1人1回(2時間以内)	390円	190円	120円	3 使用者が入場料等を徴収する場合における使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 営利又は収益を目的としたない場合 規定使用料の額の15割に相当する額 (2) 営利又は収益を目的とする場合 規定使用料の額の30割に相当する額
		回数券 (10枚 つづり)	1人1回(2 時間以内)	3,120円	1,520円	
		区分		平日	土曜日 日曜日 休日	
		A	1時間又はその端数ごとに	2,580円	3,110円	
		B	1時間又はその端数ごとに	3,880円	4,670円	
	会 議	区分		平日	土曜日 日曜日	1 A及びBの適用区分は、次のとおりとする。 (1) Aは、体育行事に使用するとき。 (2) Bは、体育行事以外の行事に使用するとき。
		A	1時間又はその端数ごとに	2,580円	3,110円	
		B	1時間又はその端数ごとに	3,880円	4,670円	
		区分	一般	高等学校の生徒	小・中学校の児童及び生徒	

				休日
室等 器具 工具	第1会議室 視聴覚音楽室	1時間又はその端数ごとに	600円	720円
	第2会議室	1時間又はその端数ごとに	450円	540円
	第3会議室	1時間又はその端数ごとに	300円	360円
	工芸室	—		
	ピアノ	1回		3,000円
高塔山公園野外音楽堂 その他 高炉台公園野外音楽堂	1時間又はその端数ごとに		400円	使用者が入場料等を徴収する場合における使用料の額は、入場料等の総収入額に100分の6を乗じて得た額(当該額が規定使用料の額の15割に相当する額に満たないときは、当該規定使用料の額の15割に相当する額)とする。
文化記念公園管理棟	各室使用料 會議室	使用面積が200平方メートル以上のとき	1時間又はその端数ごとに	400円
		使用面積が100平方メートル以上200平方メートル未満のとき	1時間又はその端数ごとに	270円
		使用面積が100平方メートル未満のとき	1時間又はその端数ごとに	130円
	器具使用料 和室・調理室	1時間又はその端数ごとに		230円
		1時間又はその端数ごとに		60円
	器具使用料 電気コンセント	1台 1個1回		150円
延命寺臨海公園駐車施設	普通自動車	駐車を開始した時から12時間ごとに、6時間以内の駐車は1台につき2時間又はその端数ごとに100円以下の範囲内で規則で定める額、6時間を超えて12時間以内の駐車は1台につき400円以下の範囲内で規則で定める額とする。		1 普通自動車とは、道路交通法の一部を改正する法律(平成27年法律第40号)による改正前の道路交通法(以下「改正前の道路交通法」という。)第3条に規定する普通自動車をいう。 2 駐車時間が20分以内のときは、無料とする。
三萩野公園駐車施設	普通自動車	1台につき30分又はその端数ごとに	100円以下の範囲内で規則で定める額	普通自動車とは、改正前の道路交通法第3条に規定する普通自動車をいう。
帆柱公園駐車施設	普通自動車	1台1回(2時間以内)	100円以下の範囲内で規則で定める額	1 普通自動車とは、改正前の道路交通法第3条に規定する普通自動車をいう。 2 使用を開始した日の翌日以後に出庫する場合は、同日から起算して1日又はその端数ご
		1台1回(2時間を超えて4時間以内)	200円以下の範囲内で規則で定める額	

		1台1回(4時間を超えた場合)	300円以下の範囲内で規則で定める額	とに300円以下の範囲内で規則で定める額を加算する。 3 駐車時間が20分以内のときは、無料とする。
桃園公園駐車施設	大型自動車 中型自動車	1台1回(1日以内)	1,000円以下の範囲内で規則で定める額	大型自動車及び中型自動車の区分は、改正前の道路交通法第3条に規定するところによる。
	普通自動車	駐車を開始した時から12時間ごとに、1時間30分以内の駐車は1台につき100円以下の範囲内で規則で定める額、1時間30分を超えて2時間30分以内の駐車は1台につき200円以下の範囲内で規則で定める額、2時間30分を超えて3時間30分以内の駐車は1台につき300円以下の範囲内で規則で定める額、3時間30分を超えて12時間以内の駐車は1台につき400円以下の範囲内で規則で定める額とする。	1 普通自動車とは、改正前の道路交通法第3条に規定する普通自動車をいう。 2 駐車時間が30分以内のときは、無料とする。	
大池公園駐車施設	普通自動車	駐車を開始した時から12時間ごとに、1時間30分以内の駐車は1台につき30分又はその端数ごとに100円以下の範囲内で規則で定める額、1時間30分を超えて12時間以内の駐車は1台につき400円以下の範囲内で規則で定める額とする。	1 普通自動車とは、改正前の道路交通法第3条に規定する普通自動車をいう。 2 駐車時間が20分以内のときは、無料とする。	

注

- この表において「休日」とは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいい、「国民の祝日」とは同法第2条に規定する国民の祝日をいう。
- 使用料は、許可の際納入しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。
- 冷暖房設備又は照明設備その他の電気設備で市長が定めるものを使用するときは、実費に相当する額の範囲内で市長が定める額を徴収する。

別表第1の2(第11条の2関係)

(平13条例49・追加、平15条例70・平16条例19・平16条例63・平17条例40・平19条例24・平20条例59・平24条例5・平28条例34・平28条例55・平30条例47・平30条例48・令2条例17・令2条例34・令3条例15・一部改正)

施設の種類等	金額				備考
	区分		一般	小・中学校の児童及び生徒	
白野江植物公園	入園料	個人	1人	300円	150円
		団体 (25人以上)	1回	240円	120円
白野江植物公園駐車施設	入園料	大型自動車 中型自動車	1台1回(1日以内)	1,000円	大型自動車、中型自動車及び普通自動車の区分は、改正前の道路交通法第3条に規定するところによる。
		普通自動車		300円	
到津の	入園料	区分	一般	中学校及び高等学校の生徒	小学校の児童 以下の者(4歳)

森公園				未満の者を除く。)	
到津の森公園駐車施設	個人	1人1回	円 1,000	円 500	円 100
	団体 (25人以上)		800	400	50
小倉城庭園	大型自動車 中型自動車	1台1回(1日以内)		円 1,000	大型自動車、中型自動車及び普通自動車の区分は、改正前の道路交通法第3条に規定するところによる。
	普通自動車			600	
各室利用料	区分	一般	中学校及び高等学校の生徒	小学校の児童	市長及び教育委員会が別に定める北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例(昭和47年北九州市条例第6号)別表第1に規定する北九州市小倉城、小倉城庭園及び北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例(昭和47年北九州市条例第8号)別表第2に規定する北九州市立松本清張記念館の共通入場券を利用する場合の入場料は、一般にあっては190円、中学校及び高等学校の生徒にあっては90円、小学校の児童にあっては60円とする。
	個人	1人1回	350円	200円	
冷暖房設備利用料	団体 (30人以上)		280円	160円	利用者が入場料等を徴収する場合の額は、入場料等の総収入額に100分の4を乗じて得た額(当該額が規定の額の15割に相当する額に満たないときは、当該規定の額の15割に相当する額)とする。
	区分	9時～12時 平日 土曜日 日曜日 休日	12時～15時 平日 土曜日 日曜日 休日	15時～18時 平日 土曜日 日曜日 休日	
水環境館	和室1	2,040円	2,400円	2,400円	2,640円
	和室2	2,040円	2,400円	2,400円	2,640円
	和室3	1,560円	1,800円	1,800円	2,040円
	研修室	960円	1,080円	1,200円	1,440円
勝山公園駐車	普通自動車	1台につき30分又はその端数ごとに	150円。ただし、1日に連続して3時間を超えて駐車したときは、1日当たり1,000円	150円。ただし、1日に連続して3時間を超えて駐車したときは、1日当たり1,000円	1 普通自動車とは、改正前の道路交通法第3条に規定する普通自動車をいう。 2 駐車時間が20分以内のときは、無料とする。
	1人1回		150円	70円	

施設					
山田 緑地	入園料	区分 一般 1人1回	150円	小・中学校の児童及び生徒 70円	国民の祝日及び緑化に関する行事をする日で、市長が特に必要があると認めて規則で定める日については、無料で入園させるものとする。
森の家	各室利用料	区分 9時～12時 平日 土曜日 日曜日 休日 多目的ホール 大会議室 小会議室 講習室 映像室	平日 土曜日 日曜日 休日 6,900円 1,650円 900円 2,850円 1,950円	12時～17時 土曜日 日曜日 休日 9,900円 2,400円 1,500円 4,350円 3,000円	1 多目的ホール、大會議室、小會議室又は講習室の利用者が入場料等を徴収する場合の額は、入場料等の総収入額に100分の6を乗じて得た額(当該額が規定の額の15割に相当する額に満たないときは、当該規定の額の15割に相当する額)とする。 2 多目的ホールの利用面積が2分の1以下の場合の額は、規定の額の5割に相当する額とする。
	冷暖房設備利用料	実費に相当する額の範囲内で規則で定める額			
山田 緑地駐車施設	大型自動車 中型自動車 普通自動車	1台1回(1日以内)		1,000円 300円	大型自動車、中型自動車及び普通自動車の区分は、改正前の道路交通法第3条に規定するところによる。
志井ファミリープール	入場料 施設利用料	区分 一般 個人 1人1回 団体 (25人以上) 波のプール 区分 一般 個人 1人1回 団体 (25人以上) スライダープール 川下りプール ゴムボート ボディボード	1人1回 400円 320円 300円 240円 1人1回 100円 1人1回 100円 1回(1時間以内) 1回(2時間以内)	小・中学校の児童及び生徒 200円 160円 150円 120円 100円 100円 50円 40円 50円 40円	幼児 50円 40円 50円 40円 50円 40円

その他利用料	コインロッカー	1回		100円	
響灘緑地広場	区分	一般	小・中学校の児童及び生徒	国民の祝日及び緑化に関する行事をする日で、市長が特に必要があると認めて規則で定める日については、無料で入園させるものとする。	
	1人1回	150円	70円		
ひびき動物ワールド	区分	一般	小・中学校の児童及び生徒		
	1人1回	300円	150円		
	回数券(4枚つづり)	1人1回	1,000円	500円	
ポニーニー広場	乗馬料	個人	1人1回	450円	小・中学校の児童及び生徒が、係員の指導の下に乗馬するときに限る。
	団体(25人以上)		360円		
	1頭につき30分又はその端数ごとに		3,000円		
馬車利用料	区分	一般	中学校の生徒以下の者		
	1人1回	300円	150円		
熱帯生態園	区分	一般	小・中学校の児童及び生徒		
	1人1回		450円	220円	
	回数券(4枚つづり)	1人1回	1,000円	500円	
都市緑化センター	各室利用料	区分	9時～12時	12時～17時	イベントホールの利用者が入場料等を徴収する場合の額は、入場料等の総収入額に100分の6を乗じて得た額(当該額が規定の額の15割に相当する額に満たないときは、当該規定の額の15割に相当する額)とする。
			平日	土曜日 日曜日 休日	
		イベントホール	3,750円	4,350円	
		講習室	2,400円	2,850円	
		会議室	1,500円	1,800円	
冷暖房設備利用料	実費に相当する額の範囲内で規則で定める額				
響灘緑地野外ステ	1時間又はその端数ごとに			1,500円	利用者が入場料等を徴収する場合の額は、入場料等の総収入額に100分の6を乗じて得た額(当該額が規定の額の15割に相当する額に満たないときは、当該規定の額の15割に相当する額)とする。

サイクリングターミナル	自転車利用料	区分	一般	中学校の生徒	小学校の児童以下の者	
		基本利用料	1台2時間以内	300円	190円	
		超過利用料	1台2時間を超える30分又はその端数ごとに		70円	
	その他利用料	コインロッカー	1回		100円	
響灘緑地駐車施設	大型自動車 中型自動車		1台1回(1日以内)		1,000円	大型自動車、中型自動車及び普通自動車の区分は、改正前の道路交通法第3条に規定するところによる。
	普通自動車				300円	
旧安川邸	入場料	区分	一般	小学校の児童及び中学校の生徒		
		個人	1人	260円	130円	
		団体 (25人以上)	1回	200円	100円	
夜宮公園駐車施設	大型自動車 中型自動車		1台1回(1日以内)		1,000円	大型自動車及び中型自動車の区分は、改正前の道路交通法第3条に規定するところによる。
	普通自動車		1台につき30分又はその端数ごとに		100円。ただし、1日に連続して3時間を超えて駐車したときは、1日当たり600円	

注

- この表において「国民の祝日」とは国民の祝日に関する法律第2条に規定する国民の祝日をいい、「休日」とは同法第3条に規定する休日をいう。
- 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が必要があると認める場合は、後納とすることができる。
別表第2(第15条関係)
(昭48条例50・全改、昭50条例6・一部改正、昭51条例34・旧別表第3繰上、昭53条例9・昭57条例4・昭57条例11・昭58条例2・一部改正)

名称	位置
北九州市立城山霊園	北九州市門司区大字大里 地内
足立〃	〃 小倉北区山門町9番及び10番 〃
小田山〃	〃 若松区深町一丁目11番 〃
小石〃	〃 〃 原町1番 〃
藤ノ木〃	〃 〃 今光二丁目24番及び25番 〃
二島〃	〃 〃 鴨生田二丁目9番 〃
皿倉〃	〃 八幡東区大字前田 〃
谷口〃	〃 〃 高見三丁目7番 〃
浅川〃	〃 八幡西区浅川二丁目1番 〃
十三塚〃	〃 〃 南王子町1番 〃

〃 本城〃	〃 大字本城〃
〃 高峰〃	〃 戸畠区高峰三丁目9番〃
〃 中原〃	〃 金比羅町1番〃

別表第3(第20条関係)

(昭51条例34・旧別表第4繰上、昭57条例11・一部改正)

種別	式	備考
墓所	1平方メートル当たりの使用料=事業費×(墓域面積／靈園面積)×(1／墓所面積)	1 市外居住者の使用料は、規定使用料の2割増以内の額 2 使用許可を受けた後3年以内にその場所の全部を返還したときは、既納の使用料の半額を還付する。 3 使用料は、許可の際納入すること。
納骨堂	1壇当たりの使用料=事業費×(1／納骨壇数)	
共同墓碑	1墓当たりの使用料=事業費×(1／共同墓碑数)	

別表第4(第20条関係)

(昭50条例6・一部改正、昭51条例34・旧別表第5繰上、昭52条例26・昭53条例27・昭57条例11・昭59条例10・平9条例16・一部改正)

事項	手数料	備考
使用許可証の書換え又は再交付	円 1件につき300	手数料は、申請の際納入すること。

別表第4の2(第28条関係)

(平18条例70・追加、平27条例12・平29条例11・平30条例41・一部改正)

名称	位置
北九州市営天神島駐車場	北九州市小倉北区古船場町1番27号

別表第5(第29条関係)

(昭56条例7・全改、昭57条例11・平5条例8・平17条例77・平20条例21・一部改正)

種別	駐車料金の最高額	備考
普通駐車	時間内駐車 1台につき30分又はその端数ごとに150円。ただし、市長が指定する駐車場ごとに定める日に連続して3時間から4時間30分までの範囲内で市長が定める時間を超えて駐車をしたときは、1,500円	1 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 時間内駐車 入出車時間内の駐車をいう。 (2) 時間外駐車 入出車時間外の駐車をいう。
	時間外駐車 1台につき1回 1,500円	2 時間外駐車をした場合において、当該時間外駐車時間と連続する時間内駐車時間があるときの時間外駐車時間の前後それぞれ1時間までの分の時間内駐車料金は、徴収しない。 3 駐車料金は、自動車を出車させる際徴収する。ただし、回数券及び定期券による駐車料金については、これらを発行する際徴収する。
回数券による駐車	時間内駐車料金に11分の10を乗じて得た額	4 前項本文の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、駐車料金の全部又は一部を後納とすることができる。
定期券による駐車	1箇月20,000円	

別表第6(第30条関係)

(平元条例9・追加、平元条例35・平3条例25・平4条例13・平4条例45・平6条例50・平7条例25・平8条例20・平9条例41・平10条例15・平10条例51・平12条例58・平13条例49・平14条例48・平15条例18・平16条例19・平17条例76・平18条例69・平21条例26・平30条例59・令3条例15・一部改正)

名称	位置
北九州市立門司駅前自転車駐車場	北九州市門司区中町2番
〃 門司港駅前自転車駐車場	〃 〃 西海岸一丁目6番
〃 小倉駅北口自転車駐車場	〃 〃 小倉北区浅野一丁目2番
〃 小倉駅南口自転車駐車場	〃 〃 浅野一丁目1番
〃 西小倉駅前自転車駐車場	〃 〃 室町三丁目2番
〃 南小倉駅前自転車駐車場	〃 〃 木町三丁目11番及び弁天町5番
〃 朽網駅前自転車駐車場	〃 小倉南区朽網西一丁目21番及び朽網東一丁目1番
〃 下曾根駅北口自転車駐車場	〃 〃 下曾根三丁目1番

〃	下曾根駅南口自転車駐車場	〃	下曾根新町13番
〃	徳力嵐山口自転車駐車場	〃	徳力六丁目9番
〃	若松駅前自転車駐車場	〃	若松区白山一丁目18番
〃	若松渡船場前自転車駐車場	〃	本町一丁目10番
〃	八幡駅前自転車駐車場	〃	八幡東区西本町三丁目5番
〃	折尾駅北自転車駐車場	〃	八幡西区折尾二丁目1番
〃	折尾駅東自転車駐車場	〃	中須二丁目11番
〃	折尾駅前自転車駐車場	〃	南鷹見町13番
〃	黒崎駅前自転車駐車場	〃	黒崎三丁目7番
〃	陣原北自転車駐車場	〃	夕原町1番
〃	陣原南自転車駐車場	〃	陣原三丁目23番
〃	本城駅前自転車駐車場	〃	力丸町25番
〃	九州工大前駅前自転車駐車場	〃	戸畠区中原西一丁目12番
〃	戸畠駅前自転車駐車場	〃	汐井町1番6号

別表第7(第32条関係)

(平元条例9・追加、平4条例45・平24条例5・一部改正)

種別		自転車	原動機付自転車、大型自動二輪車及び普通自動二輪車
普通使用	1日1回につき	100円	150円
回数券による使用	11枚つづり	1,000円	1,500円
定期券による使用	学生 1箇月	1,300円	1,900円
	3箇月	3,700円	5,400円
一般	1箇月	2,000円	3,000円
	3箇月	5,700円	8,500円

注 使用料は、許可の際納入しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

別表第8(第34条関係)

(平25条例44・全改)

名称	位置
北九州市立河内自転車貸出し施設	北九州市八幡東区大字大蔵2500番地の34

別表第9(第35条の2関係)

(平元条例9・追加、平15条例70・平30条例48・一部改正)

種別		一般	中学校の生徒	小学校の児童以下の者
基本使用料	1台2時間以内	300円	190円	150円
超過使用料	1台2時間を超える30分又はその端数ごとに			70円

注 使用料は、許可の際納入しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。